

令和
7年度

住宅リフォーム支援事業補助金

事業の目的

魚沼市では、個人住宅等の質の向上を図り、市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化及び空き家を活用した定住促進を目的として、一定の要件を満たしたリフォーム工事を対象にその費用の一部について補助を行います。

◇補助制度の概要◇

1. 補助を受けられる人（申請できる人）

- ① 魚沼市に住民登録している方で、申請者及びその世帯員全員に市税等の滞納がないこと。
※「空き家活用」をされる場合は市外の方でも申請可能です。事前にご相談ください。
- ② 対象となる建物の所有者若しくは対象となる建物に居住する二親等以内の親族
- ③ 過去に補助を受けた方も通算2回まで申請可能（ただし同年度は1回限りです。）

2. 対象となる建物

- ① 申請者又はその二親等以内の親族が所有し、現に居住している住宅。
- ② 併用住宅は、居住部分のみ対象（共用部分は面積按分にて算出します。）
- ③ 空き家活用は、1年以上居住（住民基本台帳上）が無く固定資産税課税台帳に登録されている住宅
※「空き家」の売買契約の日から申請日までが、6ヶ月を経過していないこと

3. 対象となる工事

- ① 個人住宅のリフォーム（改修・修繕・一部増築）工事（裏面例を参照）
- ② 県・市等が実施する他の補助金等の対象となっていない工事
- ③ 令和7年4月1日以降の契約で、令和8年3月末日までに工事費の支払が完了し、実績報告書の提出ができる工事 ※交付決定前の着工は認められませんのでご注意ください。
- ④ 省エネ工事は居室の窓断熱化を実施し、窓製品のカタログ（省エネが分かる部分）を提出

4. 施工業者・工事経費等の条件及び補助要件・補助金額

- ① 市内に事業所等を有する法人又は個人事業者が行うリフォーム工事
- ② リフォーム工事に要する総工事費から対象外となる工事・製品・設備等を除いた補助対象工事費（税抜き）が、下記の要件に該当する工事費（下限）以上であること

種別（対象者・工事）	要件等	対象工事費（下限）	補助率	補助限度額
一般	世帯要件に該当しないもの	20万円	20%	10万円
世帯要件	高齢者世帯等（裏面を参照）	10万円	40%	20万円
省エネ工事（窓断熱化）	一般、世帯要件の補助限度額に5万円を加算（不明点はお相談ください）			
空き家活用（転居）	市内に居住し新たに空き家に転居	50万円	30%	60万円
空き家活用（転入）	市外に居住し新たに空き家に転入	50万円	50%	100万円

申請受付

【受付期間/場所】 令和7年4月1日（火）から ※土日・祝日は除く

魚沼市役所 本庁舎 2階 都市整備課（20番窓口）

※予算額に達した時点で受付を終了します。※予算残額は市HPにて随時更新します。

【受付時間】 8:30～17:00

【申請方法】 ★施工業者と契約書を交わし、必要書類を添付して提出してください。

★申請時に窓口では、内容をチェックしません。申請書類を受け取るだけとします。

★申請用紙等は、都市整備課、北部事務所、市HPにて入手できます。

【お問合せ先】 都市整備課 建築住宅係（魚沼市小出島910）

TEL025-793-7991（直通） メール toshiseibi@city.uonuma.lg.jp

◇住宅リフォーム支援事業補助対象一覧（例）◇

※工事内容について、ご不明な点は契約を行う前に都市整備課窓口でご確認をお願いします。

No.	改修等内容	可否	特記事項
1	屋根の葺き替え、塗装、外壁の補修等の外装工事	可	屋根材、壁材などは補助対象
2	壁紙の張替え、床、天井などの内装工事	可	壁紙、床材などは補助対象
3	間取りの変更、防音の工事	可	材料費などは補助対象
4	浴室、台所、トイレ等の水周りの改修工事	可	一部製品は補助対象外
5	建具、畳、交換・修繕に要する工事	可	建具、畳、窓ガラス、サッシ、雨戸、網戸は補助対象
6	住宅のバルコニー、サンルーム等の設置、補修工事	可	
7	窓ガラス交換、内窓の設置など窓断熱化に係る工事	可	省エネ工事の補助対象
8	外構、庭、造園、門扉、ブロック塀などの工事	否	住宅ではないので対象外
9	住宅以外の建物（別棟の倉庫、車庫等）の工事	否	住宅ではないので対象外
10	公共下水道接続工事の内、建物外の排水設備工事	否	住宅ではないので対象外
11	井戸及び井戸を利用した屋根の消雪施設に関する工事	否	
12	家庭用電化製品の取り付けに関する工事	否	改修工事ではないため対象外

種別	補助対象外製品等
家電製品	テレビ、エアコン、ファンヒーター、冷蔵庫、食器洗浄機、照明器具等
厨房製品	システムキッチン、ガスコンロ、IH調理器、換気扇等
衛生設備製品	ユニットバス、浴槽、トイレ便器、洗面化粧台、給湯設備等
施設設備等	冷暖房設備、空調設備、発電設備、落雪防護柵、ウッドデッキ、シャッター、カーテン等

◇世帯要件一覧（概要）◇

高齢者世帯	世帯全員が令和8年3月31日時点で満65歳以上の者のみで構成されている世帯
身体障がい者世帯 精神障がい者世帯 知的障がい者世帯	世帯員のいずれかが身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を持っている世帯
ひとり親世帯	世帯主が満18歳以下の児童（18歳に達した以降最初の3月31日までの児童）を扶養している配偶者のない者で、世帯主とその児童のみで構成されている世帯
子育て世帯	義務教育終了前の子がいる世帯で、夫婦と未婚の子のみの世帯

◇注意点◇

- ★ 居住者全員の住民票を提出してください。
申請する住宅が世帯分離している場合、住民票は2世帯分必要になります。
- ★ 補助対象工事の内容変更及び当初交付決定額の増・減額について
当初交付決定を受けた工事内容を変更しようとする場合は、「変更交付申請書」を提出し、変更交付決定されたものに限り補助対象とします。（ただし、予算額の範囲内）
- ★ 申請書（当初及び変更）・実績報告書等の添付書類について
工事請負契約書、写真（着手前・工事中・完了後）、図面等の添付書類を必須とします。
※提出されない場合は、補助金の交付を受けられない場合がありますのでご注意ください。
- ★ 申請後すぐの着工は認めないこととします。期間に余裕を持ちご準備いただき、交付決定通知送達（2週間～3週間を目途）後に着工してください。
- ★ 交付申請書・実績報告書兼請求書に押印が不要になりました。